

ID: 68

担当部署: 教育委員会 児童センター

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市児童クラブ条例 第8条第1項		
例規番号	平成22年条例第31号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 児童クラブを利用する児童(以下「利用児童」という。)の保護者(以下「利用保護者」という。)は、利用児童1人につき月額4,000円の使用料を管理者に納めなければならない。</p> <p>2 管理者は、次に定めるとおり使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 就学援助を受けている要保護児童 全額免除</p> <p>(2) 就学援助を受けている準要保護児童 2分の1減額</p> <p>(3) 同一世帯で2人以上の利用児童がいる場合 2人目以降それぞれ2分の1減額</p> <p>(4) 管理者が特にその必要を認める利用児童 2分の1減額又は免除</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日